



# 高齢者



## 介護保険

▶ 介護福祉課介護保険係

家族だけではなく社会全体で介護を支え合うための制度です。

### ■ 介護保険に加入する方

- \* 第1号被保険者 = 65歳以上の方
- \* 第2号被保険者 = 40歳以上65歳未満で、国民健康保険などの医療保険に加入している方

### ■ 介護保険料の納付

- \* 第1号被保険者で、年金額が年18万円以上の場合 = 原則、年金から納付
- \* 第1号被保険者で、年金額が年18万円未満の場合 = 納入通知書で個別に納付
- \* 第2号被保険者 = 医療保険の保険料と合わせて納付
- ※ 保険料は所得により異なります。
- ※ 口座振替を希望する方は、介護福祉課または市税等収納取扱金融機関で、振替を希望する納期限の45日前までに申し込んでください。
- ※ 一定の要件を満たす方を対象に、保険料の減免制度があります。納期限までに申請してください。

### ■ サービスの種類

- \* 在宅サービス = 訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、ショートステイ、福祉用具貸与・購入、住宅改修など
- \* 施設サービス = 特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- \* 地域密着型サービス = 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など

### ■ サービスを利用するための介護認定

- ◇ 認定の申請ができる方
- \* 第1号被保険者 = 寝たきりや認知症などで、入浴・排せつ・食事などの日常生活に常に介護が必要な方、及び、掃除・洗濯・買い物などの日常生活に支援が必要な方

\* 第2号被保険者 = 初老期における認知症、脳血管疾患などで介護や支援が必要な方

### \* 認定の手順

- ① 認定申請をする
- ② 市の調査員が家庭などを訪問し、心身の状況などを調査。また、市から主治医に心身の状況などについての意見書の作成を依頼
- ③ 調査結果と医師の意見書をもとに、コンピュータで介護度を判定(1次判定)
- ④ 1次判定の結果と、医師の意見書、調査員の特記事項をもとに、医療・保健・福祉の専門家による認定審査会でのくらの介護が必要かを決定(2次判定)
- ⑤ 認定結果を通知

### ■ サービスの利用料

要介護度により給付を受けられるサービスの限度額が決められています。利用者の自己負担は、かかった費用の1割、2割、または3割です。なお、一定の要件を満たす方を対象に、利用料の減免制度があります。

### ■ サービスの利用手順

- ① 居宅介護支援事業者に介護サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼
- ② 市へ居宅サービス作成依頼書を提出
- ③ サービスを実際に行う事業者と契約
- ④ ケアプランに基づきサービスを利用

## 高齢者の福祉

▶ 介護福祉課高齢者支援係

### 高齢の方への生活支援

支援の必要な高齢者を対象に、要介護状態にならないための予防や、自立した生活の支援のため、サービスを提供します。

### ■ 寝具乾燥消毒サービス

寝具の衛生管理が困難な方のために、乾燥・消毒を行います。



高齢者



## Akishima Photo Gallery



バラの育成ボランティア



街路樹のカリンの収穫



産業まつり

## ■日常生活用具給付

介護保険の要介護認定で自立と判定された方などを対象に、生活用具の購入費の一部を給付します。

## ■自立支援住宅改修

介護保険の要介護認定で自立と判定された方などを対象に、介護予防給付及び設備改修給付を行います。

## ■徘徊高齢者探索サービス

物忘れなどにより道に迷いやすい方の家族のために、小型端末を利用して、利用者の現在位置を家庭にお知らせします。

## ■紙おむつの支給

介護保険の要介護認定で要介護3以上と判定された在宅の方を対象に、紙おむつを支給します。

## 高齢の世帯の方に

### ■緊急通報システム

ひとり暮らしの方などが家庭内で緊急の事態に陥ったとき、速やかな通報を行うための機器を設置します。

### ■火災安全システム

高齢の方のみの世帯で、火の不始末などのおそれのある場所に、火災警報器を設置します。

### ■災害時避難行動要支援者登録

27ページをご覧ください。

### ■電話相談

ひとり暮らしの方の安否確認や孤独感の解消のために、相談員が自宅へ電話します。

### ■救急医療情報キット

高齢の方のみの世帯に、緊急搬送時に救急隊へ医療情報を提供するための情報キットを配布します。

### ■特殊詐欺(振り込め詐欺等)防止

120ページをご覧ください。

## 介護・病気の予防

### ■介護の予防

心身の衰えを防ぎ健康を維持するため、65歳以上の方を対象に、介護予防の教室を行っております。詳しくは、介護福祉課地域包括ケア担当へお問い合わせください。

## ■介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けている方や、「基本チェックリスト」で生活機能が低下していると判断された方(事業対象者)は、訪問型サービス、通所型サービスを利用できます。詳しくは、介護福祉課地域包括ケア担当へお問い合わせください。

## ■あいぽっくの水浴訓練室

水中ウォーキングなどで機能訓練ができます。車椅子でも入れるようスロープ式になっています。利用については、健康課(あいぽっく内) ☎544-5126へお問い合わせください。

## ■健診(検診)・相談など

がんや歯の検診、さまざまな健康教室・相談・測定を行っています。83～84ページをご覧ください。

## 介護・認知症の相談

### ■認知症初期相談窓口

認知症に関する困りごとや悩みごとの相談をご本人やご家族からお受けいたします。

◇所在地 市役所介護福祉課内

◇電話番号 544-4148

### ■地域包括支援センター

高齢者の住み慣れた地域での暮らしを支援するため、相談や支援の調整を行います。

#### \* 東部 地域包括支援センター 竹口病院

◇所在地 玉川町2-4-8-103

◇電話番号 545-9204

◇ファックス 505-7985

#### \* 中部 地域包括支援センター あいぽっく

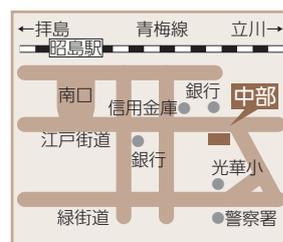
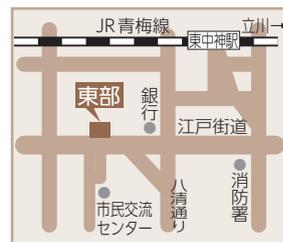
◇所在地 昭和町4-7-1

保健福祉センター

「あいぽっく」2階

◇電話番号 505-7681

◇ファックス 505-7682



〈 広告 〉

医療法人社団東京愛成会  
**たかつきクリニック**  
認知症疾患医療センター  
もの忘れのお悩み、ご相談下さい。

●精神科 各種保険取扱 P有

【診療時間】午前9:00～12:00  
午後1:00～5:00

【休診日】日曜・祝日

予約制 ※事前にお電話でのご予約をお願いします。

**TEL 042-543-6781**  
FAX 042-543-6373  
昭島市田中町562-8 昭島昭和第1ビル北館2FA  
<http://www.takatuki.or.jp/1cl>

二(有)つつじ

●つつじが丘支援センター  
・居宅介護支援事業(ケアマネ)  
・つつじが丘訪問看護・リハビリ  
・つつじが丘訪問介護(ヘルパー)  
※24時間365日対応

●地域密着型通所介護  
●暮らしの保健室多摩  
(在宅療養のよろず相談)

**TEL 042-500-5441**  
FAX 042-500-5673 8:30～17:30

昭島市つつじが丘3-5-6-113 ショッピングプラザ内  
e-mail [tutuji@sunny.ocn.ne.jp](mailto:tutuji@sunny.ocn.ne.jp)  
ホームページ <http://www.tutuji-kaigo.com/>

**あいサンテ ケアステーション**  
●居宅介護支援(ケアプラン作成 マネージメント)  
**TEL.042-549-7078**

**あいサンテ ケアステーション/あいサンテ**  
●訪問介護 ●福祉用具貸与・販売  
**TEL.042-506-8823**

**あいサンテSKY**  
●通所介護  
**TEL.042-519-5866**

FAX.042-546-5212 (共通)

有限会社 **あいサンテ**  
昭島市中神町1157-17  
<http://www.isante-ics.com/>  
E-mail [isante.ics@gmail.com](mailto:isante.ics@gmail.com)



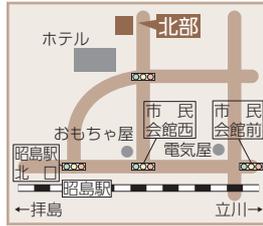
**\*西部 地域包括支援センター  
愛全園**

- ◇所在地 田中町2-25-3
- ◇電話番号 **513-7651**
- ◇ファックス **513-7652**



**\*北部 地域包括支援センター  
ハピネス昭和の森**

- ◇所在地 拝島町4036番地14
- ◇電話番号 **519-6967**
- ◇ファックス **519-6968**



**暮らしと生きがい**

**■老人クラブ**

市内には、おおむね60歳以上の方が加入する老人クラブがあります。高齢者が生きがい持ち、共に健康を増進するための活動やボランティア活動を地域で行っています。

▼老人クラブ一覧

No.	クラブ名	区域
1	東町クラブ	東町1・2・3・4丁目
2	つつじ会	東町3・4丁目
3	五月クラブ	東町3・4丁目、郷地町1丁目
4	郷地長寿会	郷地町1・2丁目、東町4丁目
5	郷和会	郷地町2丁目
6	郷地住宅楽友会	郷地町3丁目、福島町3丁目
7	郷地福友会	郷地町2・3丁目
8	玉川葵会	玉川町1丁目
9	玉川町クラブ	玉川町3・4・5丁目、福島町2丁目
10	東中神交友会	玉川町1・2丁目
11	八清弥生会	玉川町3・4・5丁目
12	ふじみクラブ	福島町 998番地
13	福寿会	東町5丁目、玉川町3・5丁目、 福島町1・2・3丁目
14	中神北クラブ	中神町
15	むさしのもくせい会	中神町
16	中神仲よし会	中神町1282番地

No.	クラブ名	区域
1	朝日町住宅あゆみ会	朝日町3・5丁目
2	六親クラブ	朝日町2・4丁目
3	寿上の原クラブ	昭和町1・2・3丁目、宮沢町1丁目
4	上友クラブ	昭和町1・2・3・4・5丁目
5	上川原クラブ	上川原町1・2・3丁目、昭和町4丁目、松原町1丁目
6	大神クラブ	大神町全域、田中町、宮沢町、上川原町の一部
7	宮沢真珠会	宮沢2・3丁目
8	中神親和会	中神町1・2丁目、朝日町4・5丁目
9	田中町住宅むつみ会	田中町3丁目
10	つつじが丘北シニアクラブつつじ会	つつじが丘2丁目 12～19号棟
11	つつじが丘北シニアクラブアゼリア会	つつじが丘2丁目 20～25号棟
12	つつじが丘ほのぼの会	つつじが丘3丁目
13	文化シニアクラブ	宮沢町468～496、中神町の一部
14	昭文いきいきクラブ	中神町、宮沢町
15	中央ゆうらく会	昭和町1・3丁目
16	プレイシアシニアクラブ	宮沢町494プレイシア内
17	メゾンシニアクラブ	武蔵野3丁目メゾンエクレール内
18	バーデン昭島シニアクラブあおば会	武蔵野3丁目5番
19	日の出シルバークラブ	武蔵野2・3丁目
20	光華小前シルバークラブ	昭和町4丁目、宮沢町1丁目、 上川原町1丁目の一部
21	中神はじめ会	中神町1・2丁目、福島町2丁目
22	田中寿会	田中町1・2・3丁目
1	亀の子会	拝島町、緑町の一部
2	拝島団地睦会	拝島町3丁目
3	富士見坂友の会	緑町4丁目
4	小荷田寿会	緑町1・3・4・5丁目、拝島町3丁目
5	緑寿クラブ	緑町1・2丁目、松原町2丁目
6	松原ときわクラブ	松原町3・4・5丁目
7	松原町クラブ	松原町1丁目
8	美鈴会	美堀町4・5丁目、松原町1丁目
9	坂上シルバークラブ	拝島町1・4丁目、緑町2・3丁目
10	松原みどり会	松原町4・5丁目、緑町5丁目
11	栗の実会	田中町1丁目
12	ゴールドクラブ	拝島町1・4丁目、田中町1丁目、 緑町1丁目
13	中宿シルバー会	拝島町、緑町の一部
14	西武拝島ハイツゆうゆうクラブ	美堀町5丁目西武拝島ハイツ内

高齢者

〈広告〉

**このとりの医療・介護サービス**

訪問看護ステーションこのとり  
(事業所番号 1364090066)

TEL 042-519-4377  
FAX 042-519-2935  
住所 東京都昭島市朝日町3丁目7-18井上ビル1F

居宅介護支援事業所このとり  
(事業所番号 1374001723)

TEL 042-519-2934  
FAX 042-519-2935  
住所 東京都昭島市朝日町3丁目7-18井上ビル1F

デイサービスこのとり  
(事業所番号 1374001624)

TEL 042-519-2867 Free 0120-77-2867  
FAX 042-519-2868  
住所 東京都昭島市玉川町5丁目10-7ウエスタンパークコート1F

**(株)昭島介護センター**

Innovation for Wellbeing  
**SOMPOケア**

介護の総合ブランド、SOMPOケア

介護のご相談は、SOMPOケアへ。私たちは、SOMPOホールディングスの一員です。

ホームでの介護 **24時間安心のサービス** **見学会開催中!**

介護付きホーム **SOMPOケア** **そんぽの家 昭島**

認知症ケア、バス・ミニキッチン付き、日中看護スタッフ

〒196-0024 昭島市宮沢町2-7-30  
JR青梅線「昭島」駅から徒歩約18分

SOMPOケア そんぽの家 ■概要 ●類型 / 介護付有料老人ホーム(一般型特定施設入居者生活介護) ●土地・建物権利関係 / 賃借 ●居住の権利形態 / 利用権方式  
※ご入居の状況によって同施設内で住み替える場合、利用権を消滅させ、新たに別の介護居室の利用権を設定します。●支払い方式 / 月払い方式 ●介護保険 / 東京都指定介護保険特定施設入居者生活介護 ●居室区分 / 全室個室 ●介護に関わる職員体制 / 3.0:1以上※最低人数2名:20時から翌朝7時 ●入居条件 / 要介護

まずはお気軽にご相談ください。

**介護なんでも相談室** **0120-37-1865** 資料番号 190156

受付時間:午前9時～午後6時 (土・日・祝日も受付) ※年末年始除く  
〈事業主体〉 SOMPOケア株式会社 東京都品川区東品川4-12-8 TEL.03-6455-8560

## ■敬老大会

9月中旬に敬老大会を行い、長寿をお祝いします。

## ■敬老金

敬老の日を記念して77歳、88歳、99歳の方に敬老金を贈ります。

## ■高齢者福祉センター

60歳以上の市民の方を対象に、趣味活動やグループ活動など、生きがいづくりの場としてご利用ください。

### \*朝日町高齢者福祉センター

◇所在地 朝日町4-5-9

◇電話番号 **546-5167**

◇開館時間

午前8時30分～午後5時

◇休館日 祝日、年末年始

◇交通 JR中神駅南口

徒歩15分



### \*松原町高齢者福祉センター

◇所在地 松原町1-13-3

◇電話番号 **541-3107**

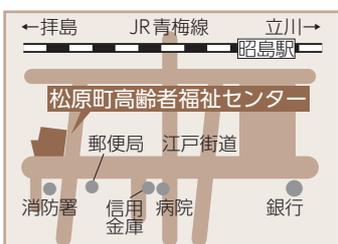
◇開館時間

午前8時30分～午後7時

◇休館日 祝日、年末年始

◇交通 JR昭島駅南口

徒歩10分



### \*拜島町高齢者福祉センター

◇所在地 拜島町3-10-4

◇電話番号 **542-4083**

◇開館時間

午前8時30分～午後5時

◇休館日 祝日、年末年始

◇交通 JR拜島駅南口

徒歩22分



## 社会福祉協議会の生活支援

社会福祉協議会では、高齢の方などの生活支援を次のとおり行っています。いずれも社会福祉協議会(あいぽっく内) ☎544-0388へ申し込んでください。

### ■配食サービス

70歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯の方で、炊事が困難な要介護1以上の方のために、安否の確認を兼ねて昼食を届けます(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

### ■くじらほっとサービス

登録した協力員が、家事を中心とした簡単な援助をします。

◇内容 掃除、買い物、簡単な調理、話し相手など

◇利用料 1時間700～850円

### ■出張理髪サービス

6か月以上常時寝たきりで、車椅子での外出が困難な方(要介護4または5の方)を対象に理容師が出張して調髪を行います(年4回まで)。

## シルバー人材センター

健康で働く意欲のある、原則60歳以上の方が会員となり、自主的に運営している組織です。会員は、施設の管理業務、広報配布、公園清掃、植木の手入れ、除草作業、家事援助、子育て支援など、希望に沿った仕事を行い、就業に対する配分金を受け取ります。また、パトロールボランティアや放課後子ども教室など、地域の見守り活動も積極的に行い、会員の生きがいづくりや地域貢献・社会参加に寄与しています。

◇所在地 中神町2-32-18

◇電話番号 **544-7060**

◇ファックス **543-9272**

◇ホームページ <http://www.akishima-sc.or.jp/>

## 後期高齢者医療制度

▶ 保険年金課後期高齢者医療係

### ■加入者

◇対象 75歳以上の方、または、65～74歳で一定の障害があり広域連合から認定された方

※次の方を除きます。

▽生活保護を受けている

▽外国籍の方で、在留資格がない、または、在留期間が3か月以内である



高齢者



## ■保険証

### \* 保険証の交付

被保険者となる方には、後期高齢者医療被保険者証(保険証)が1人1枚交付されます。75歳になる方には、誕生日までに簡易書留郵便でお送りします。転入または市内転居された方には、手続き完了後に簡易書留郵便でお送りします。

受診のときは、医療機関などの窓口で保険証を提示してください。

### \* 保険証の再交付

保険証を紛失した、または、破れてしまったときは、再交付します。公的機関の発行する写真付きの身分証明書(免許証・パスポートなど)、印鑑をお持ちのうえ、本人が保険年金課後期高齢者医療係に申請してください。身分証明書がない場合や、本人が来られない場合は、問い合わせてください。

### \* 保険証の返却

負担割合が変わったとき、住所などが変わったとき、転出したとき、死亡したときは返却してください。

## ■一部負担金の割合

医療機関などの窓口で支払う一部負担金(自己負担額)の割合は、1割または3割です。

一部負担金の割合は、毎年、8月1日を基準に前年の所得により判定を見直します。また、所得や世帯構成に変更があった場合、その都度、判定を見直します。一部負担金の割合が変わった方には新しい保険証が送られます。

## ■保険料

皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費総額の一定割合を保険料として納めていただきます。

保険料は、国や都からの補助金、市区町村からの負担金、他の医療保険制度からの支援金などとあわせ、後期高齢者医療制度の運営のための貴重な財源となります。

### \* 保険料の算定

保険料は、加入者一人ひとりが納めます。保険料の額は、個人ごとに均等割額と所得割額の合計になります(年間保険料=均等割額+所得割額)。

### \* 保険料の賦課

保険料は毎年4月1日~翌年3月31日の金額です。年度途中で75歳になった方は、75歳になった月からかかります。

転入した方は転入月から、転出した方は転出月の前月までかかります。

死亡した方は、死亡日の翌日の属する月の前月までかかります。

年度途中で前年の所得に変更があった方は、保険料も変更されます。

### \* 保険料の納付方法

保険料は、原則として年金からの引き落とし(特別徴収)となります。

対象は、年金の年額が18万円以上で、医療保険料と介護保険料の合計額が年金年額の2分の1以下である方です。

引き落としの対象となる年金は介護保険料と同じです。年金の定期支払いの際、介護保険料とは別に引き落としします。年金の種類により、引き落としの順位が決まっているため、2つ以上の年金を受給している方は、支給額の多い年金からの引き落としができないことがあります。

年金からの引き落としができない方には、納付書が送付されますので、金融機関で納めてください(普通徴収)。また、届け出により、口座振替に変更することができますので、希望する方は、金融機関へ申し込んでください。

## ■脳ドック受診料の補助

後期高齢者医療制度の対象の方(昭島市の保険証をお持ちの方)が、都内で脳ドックなどを受診する場合、受診費用の一部を助成します(保険料を滞納している方を除く)。助成は年度に1回で、限度額は1万5000円です。受診日の2週間前までに市役所後期高齢者医療係へ申請してください。

## ■葬祭費の支給

後期高齢者医療制度の対象の方(昭島市の保険証をお持ちの方)が死亡した場合、葬祭を行った方に葬祭費を支給します。

◇支給額 5万円

◇申請者 葬祭を行った方(喪主)

◇申請に必要なもの 葬祭を行った方宛での葬祭費用の領収書、または、葬祭を行った方が記載されている会葬礼状、申請者の口座の確認ができるものと印鑑

〈 広告 〉

医療法人社団 新東京石心会  
**昭島腎クリニック**  
人工透析内科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~14:30	●	●	●	●	●	●
14:30~19:30	●	-	●	-	●	-
17:00~22:30	●	●	●	●	●	●

※日曜日は休診 ※透析時間は症状によって異なります。

**内科・外科**  
※診療時間はお問い合わせ下さい  
**☎ 042-546-8581**  
松原町4-7-3(拝島駅南口徒歩7分)

P有 送迎サービス 車イス対応車有

当クリニック

http://www.akishima-jin.jp/ ※看護師随時募集